

お知らせ

農業者のほ場の情報を含む農業データ等を保管し、ビジネスを行う
農機メーカー、IT ベンダ等（スマート農業事業者）をはじめとする企業の皆様へ

令和 2 年 1 0 月
農林水産省技術政策室
技術普及課
知的財産課

平素より農政の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

スマート農業の普及に向け、農産物の生産効率や品質の向上に資するデータ等を農業者が安心して提供できる環境の整備、AI等の利用促進が必要となります。このため、農業者の提供データ等に係るデータ受領者（農機メーカー等）との間の契約の考え方、ひな形等を示すガイドラインを今年3月に策定しました。

このたび、スマート農業の推進のため、データの利活用を促進する必要があることから、農林水産省の補助事業を活用してスマート農機やドローン、IoT 機器等を導入する場合、農業者のデータを保管するシステムサービス提供者の契約は「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠していることを要件（令和3年度～）とすべく、対応を進めております。

このことについて、10月22日に説明会を行いますのでお知らせします。以下 URL から申込みできます。（ウェブ参加可能。事前登録制。入場無料。）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/setsumei.html>

【参考】農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインについて

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

担当：農林水産省 知的財産課 知的財産調整班
電話：03-3502-8111（内4287）
（直通）03-6738-6442